

会 長	局 長	次 長	係 長	係

平成 2 9 年 7 月 2 5 日

奄美市農業委員会

第 7 回定例総会議事録

署名委員 榮 清安

署名委員 福島 吉宏

奄美市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 招集日時 平成29年7月25日(火) 午後3時00分～

2. 招集場所 奄美市役所4階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	前山重一郎	9	
2	西盛満	10	中棚昭三十
3	山下優子	11	肥後安美
4	榮清安	12	濱手薫
5	福島吉宏	13	土浜良二
6	前田孝徳	14	中村秀明
7	松崎文好	15	吉卓男
8	野崎清志	16	平井孝宜

4. 欠席委員 大山美智子

5. 議事に参与した者

事務局長 川内進 事務局次長 池秀平

笠利分室長 朝至和

住用分室長 茂木幸生 住用分室主幹 原俊三

6. 報告事項

- ・農地パトロールについて
- ・8月定例総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第49号 非農地の認定について

議案第50号 名瀬地域農用地利用集積計画(所有権移転)の合意解約の決定について

- 議案第51号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第52号 笠利地域農用地利用集積計画(所有権移転)の合意解約の決定について
- 議案第53号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第54号 名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)利用権の取り消しの決定について
- 議案第58号 笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)利用権の取り消しの決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は15人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成29年第7回定例総会を開会いたします。

(欠席委員は大山美智子委員)

それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、4番榮 清安委員と5番福島吉宏委員の2名を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第46号から議案第55号までの10件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入ります。

日程第3

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

	<p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>(川内局長) (事務局の朗読及び説明)</p> <p>No.20につきましては、贈与による所有権の移転でございます。6ページにありますように受人はサトウキビ319.8アールを栽培しており、取得地にもサトウキビを植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.21につきましては、売買による所有権の移転でございます。18ページにありますように受人は野菜29.6アールを栽培しており、取得地にも野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.22につきましては、売買による所有権の移転でございます。26ページにありますように受人はタンカン14.8アールを栽培しており、取得地には野菜を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.23につきましては、売買による所有権の移転でございます。35ページにありますように受人は飼料作物80.3アールを栽培しており、取得地にも飼料作物を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.24につきましては、売買による所有権の移転でございます。44ページにありますように受人は飼料作物156アールを栽培しており、取得地にも飼料作物を植栽する予定で規模拡大のためと判断いたします。</p> <p>No.25につきましては、取り下げ願いが出ております。</p> <p>No.26につきましては、贈与による所有権の移転でございます。73ページにありますように受人は新規で79ページには営農計画書も添付されており、取得地にはサトウキビ、野菜等を植栽する予定で問題ないものと判断いたします。</p> <p>以上6件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしているものと思われま。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p>
事務局	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.20の案件について、大山委員が欠</p>

席しており調査報告を預かっていますので代読いたします。

渡人と受人の関係は親子になります。7月18日午後2時半頃笠利分室長と共に渡人と受人の自宅で申請内容の確認を行い、申請内容のとおりであるという事でありました。渡人は高齢のため子供に耕作を引き継いでもらうため贈与したとの事でありました。

申請内容の確認を行った後、受人の案内で贈与された21筆の現地確認を行い、各田畑とも適性に肥培管理がされている事を確認いたしました。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

2番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.21について調査報告いたします。

7月20日(木)午後3時頃受人に根瀬部の申請地の畑の方で聞き取り調査をしました。受人と渡人の関係は従弟同士だという事で従兄弟の畑を購入したいという事です。受人は年齢が88歳ながらも天気が良ければ畑へ行き野菜の手入れをしているという事です。後継者もいるという事です。地番、対価、面積とも申請書のとおり間違いのないという事です。

申請地は23ページにある様に根瀬部の集落から200メートル離れた所の道路沿いになります。受人が渡人から借りていて今現在野菜を栽培していました。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

事務局 (池次長)

農地法第3条の規定による許可申請No.21の渡人について調査報告いたします。

渡人が鹿児島市在住のため、7月14日午後1時10分に本人の携帯電話に連絡し、本人確認した上で申請の内容について確認しました。受人との関係については西委員から報告があった様に父親同士が親戚だという事です。渡人の父親が平成元年に亡くなってしまいましたが、根瀬部出身という事もあり本人ももう奄美には帰って来ないという事から農地を売る事になりました。申請内容について相違ないという事を確認いたしました。ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

2番 (西委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.22について調査報告いたします。

7月20日（木）午後3時30分頃受人の自宅の方で聞き取り調査をしました。受人と渡人の関係は親戚同士という事で渡人の畑を購入したいという事です。受人はタンカン、ポンカンを根瀬部の方で栽培してしまして、週に2日は地積の仕事をしていて後継者はいるという事です。地番、面積、対価とも申請書のとおり間違いがないという事です。

申請地は32ページにあります様に根瀬部の集落から300メートル離れた所にあり、道路のすぐ傍にあります。申請地はNo.21の受人が現在借りていて野菜等を栽培していました。取得後は受人が野菜等を作るそうです。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

事務局

（池次長）

農地法第3条の規定による許可申請No.22の渡人について調査報告をいたしますが、No.21と同一人物です。

7月14日No.21と同時に申請内容の確認をいたしましたところ相違ないという事でした。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

5.番

（福島委員）

議案第46号農地法第3条許可申請No.23の譲受人について調査報告いたします。

7月23日（日）午後7時50分自宅においてお会いし聞き取り調査をしました。本人は川内地区でも畜産業の中核的な存在で自作地8,034平方メートル、借入地3,316平方メートルを有し、採草地も十分に確保されており健全な経営を行っています。同居の子供や孫さん達と共に畜産業にも理解を示す様に指導しており、大きな期待を持っている様に見受けられました。

申請地については40、41ページをご覧ください。ここは住用町の川内集落の川内川を挟んで上流の方に点在している地区ですが、昭和57年に土地改良、基盤整備がなされた所で境界等もはっきりしております。申請地は先程事務局から採草地との説明がありましたが、既にタンカンが植栽されております。この土地は基盤整備が行われる以前に購入して自分の土地として未登記のまま現在まで使用していましたが、この土地の相続人が登記をしたため登記名義人からの所有権移転の手続きとなったとの事です。自分の代で登記関係はきちんとして同居している子供に相続したいという事で、申請のとおり間違いありませんのでよろしく申し上げますとの事でした。なお、「第

2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

1番

(前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.23の渡人について調査報告いたします。

7月21日午後1時40分頃自宅を訪問しましたら丁度自宅前の駐車場に出ていまして、本人と面談して確認をいたしました。この土地は渡人の奥さんの方がこちらの出身で財産分けでもらった土地だそうで、奥さんが亡くなったものだから渡人の方に登記が回ったという事で、あちらこちらに畑を持っているので手が回らないという事で、ちゃんと使ってくれるのであればそれで良いですよという事で了解したそうです。申請のとおり間違いのないという事でございました。以上です。

事務局

(朝笠利分室長)

農地法第3条の規定による許可申請No.24について調査報告いたします。

7月18日午前11時半頃渡人が神戸市在住という事で電話にて申請内容の確認を行ったところ、申請書のとおり間違いのないという事でありました。渡人は妻と二人暮らしで島の畑を耕作してくれる人に譲渡したいと知人に依頼し、今回受人に譲渡したとの事です。

同日の午後2時から申請地にて大山委員と共に受人から申請内容の確認を行ったところ、申請書のとおり間違いのないという事でありました。申請地については知人の紹介で購入したという事でありました。受人は現在牛を42頭飼育しているという事で、申請地については採草地にすると話されておりました。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

7番

(松崎委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.26の受人について調査報告をいたします。

7月17(月)受人の方に電話をし自宅の方に行ったのですが会う事が出来ずに、午後3時に渡人である父親に野崎委員と私2人で自宅で聞き取り調査をしました。申請書のとおり渡人は86歳と高齢でありこれから先農業を続ける事は無理だと判断し、家族と話し合いをし、屋仁集落在住で臨時職員として勤めています次男に、申請書のとおり贈与する事にしましたとの事で

した。調査後受人宅にお尋ねしましたが留守のため携帯電話に電話しましたが不通で、翌日7月18日(火)勤め先に9時45分に電話し聞き取り調査をしました。受人は臨時職員として勤めていますが従来も父親の手伝いをしていますので農業は苦になりません、現在植えてあるキビ畑全てを継続して頑張りますとの事でした。申請書のとおり間違いありませんのでよろしくお願い致しますとの事でした。委員の皆様のご審議方よろしくお願い致します。なお、「第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号」については、別紙のとおりでありますのでご報告いたします。以上です。

8番 (野崎委員)

農地法第3条の規定による許可申請No.26の渡人と土地について調査報告をいたします。

ただいま松崎委員から詳しく報告がありましたが、同じく7月17日午後3時に松崎委員と二人で渡人の自宅を伺い聞き取り調査をしました。渡人は86歳と高齢でまた足も不自由ですので次男である渡人に農地を贈与するという事でした。

農地の確認もしてきましたが、申請地はサトウキビが植えられ管理は良好に行われていました。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

議長 (前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番 (吉委員)

一寸お聞きしたいのですが、No.21とNo.22は渡人が同じで土地も近くなのですが、従兄弟と親戚で金額がこんなに違うのですが何かあるのですか。対価が倍程違うのです。場所も近くでなぜ違うのか聞いていたら教えて下さい。

事務局 (池次長)

渡人に聞いたのですが、この金額だと、この金額で了承しましたという事でした。これについては本人同士で話しをしたのだらうと思われませんが畑の質については現場を見ている担当調査委員に聞いた方が良いのではないかと思います。

2番 (西委員)

	<p>畑の質は一緒ではあるのですが、No. 2 1 は小さな家庭菜園が出来る様な畑で、No. 2 2 はNo. 2 1 の約 2 倍程の畑ですのでその違いが少しあるのかなとは思われます。</p>
<p>1 5 番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>No. 2 3 の方は畜産業という事ですが、牛が何頭いるのか、牛なのか豚なのか何も書いていないのですが、飼料畑として今回買われるようですが、何をやられているのでしょうか教えて戴ければと思います。</p>
<p>5. 番</p>	<p>(福島委員)</p> <p>この方は、川内地区でも畜産の方で中核的な農家で、畜産をずっと以前からされている方で多頭飼育の畜舎の導入とか積極的にやっている方で、現在母牛が 1 5 頭で採草地も借り入れてやっていますが、申請地には既にタンカンが植えられております。</p>
<p>1 5 番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>No. 2 4 は対価が無茶苦茶に安いのですが、これは何かあるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>(朝笠利分室長)</p> <p>金額について大山委員に確認をすれば分かるとは思いますが、私は聞いてはおりません。本人は申請書のとおり間違いがないという事でした。詳しい事は分かりませんが、渡人が神戸の方にいまして今回知人を介して受人に譲渡したという事で、手放すという事で金額面については聞いてはおりません。</p>
<p>1 5 番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>はい、分かりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>よろしいですか、外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第 4 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、は担当調査員</p>

による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について、は審議の結果、これを認めることに決定いたしました。

日程第4

議案第47号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

No.2につきましては、牛舎等を建設するための申請でございます。

申請地は住用町川内の川内川近くの農地で、1月の総会で農振の軽微な変更で農用地から農業施設用地への変更申請があったもので、農地区分は第1種農地と判断されます。

No.3につきましては、一般住宅を建設するための申請でございます。

申請地は笠利町用安の集落内の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

No.4につきましては、一般住宅を設置するための申請でございます。

申請地は笠利町喜瀬打田原の集落内の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上3件でございます。

議長

(前山会長)

それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、申請人、土地の順にお願いいたします。

14番

(中村委員)

議案第47号農地法第4条の規定による許可申請No.2について調査報告を

いたします。

7月22日（土）午前10時申請人の牛舎で聞き取り調査を行いました。申請人は現在肉用生産牛23頭を飼育しております。今回畜産基盤事業を活用し牛舎生産牛20頭320平方メートル、堆肥舎132平方メートルを建設したいという事でした。申請書記載内容についても相違ない事を確認しましたので報告いたします。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

5. 番 （福島委員）

議案第47号農地法第4条の規定による許可申請No.2の土地について報告いたします。

90、91ページをご覧ください。先程のNo.23の上部でまだ基盤整備されていない場所ですが、7月23日（日）午後4時、申請地にてご夫婦に現況を確認しました。この土地については事務局からありました様に前回1月定例会で用途区分変更申請が出されていた土地に牛舎1棟、堆肥舎1棟を建設するもので、用地も整備されており資材等も調達しており建設入札も済ませて、許可が下り次第着工したいとの事で、よろしく願いしますとの事でした。以上です。

15番 （平井委員）

農地法第4条の規定による許可申請No.3について調査報告いたします。

7月24日午後7時10分申請人に自宅にて直接お会いしてお話を聞く事が出来ました。申請人は新築住宅建設が目的であります。現在は民間の住宅に住まわれており、昨年父親から名義変更し譲り受けた土地を利用し住宅を建てるために申請したようです。運用資金は融資を計画しています。許可が下り次第準備し10月頃に着工し1年内に建設したいとの事でした。土地の所在等記載内容に間違いのないとの事でした。以上です。

13番 （土浜委員）

議案第47号No.3農地法第4条第1項の規定による許可申請について報告いたします。

土地については、7月19日午前9時40分頃朝分室長と一緒に現地を見に行きました。資料の101、102ページをご覧ください。申請地は県道用安バイパスの信号機とばしゃ山村の中間位の晴れるベーカリーの所を山手に少し入った所にありブロックで囲んで現在更地になっています。周辺農地は

	<p>耕作放棄地や遊休地になっていました。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p>
10番	<p>(中棚委員)</p> <p>議案第47号農地法第4条の規定による許可申請No.4の一般住宅建設の申請人について報告します。</p> <p>申請人7月19日自宅に訪問しましたが会えずその夜8時30分に電話にて確認いたしました。申請書の中にもありますが、本人としては親も高齢であり親の隣の申請地に家を建て、今後親の生活をサポートしたいとの事で申請しましたとの事でした。資金計画等も申請書のとおり間違いありませんので農業委員の皆様のご審議よろしく申し上げますとの事でした。以上です。</p>
6番	<p>(前田委員)</p> <p>議案第47号農地法第4条の許可申請No.4の土地について7月23日午後4時30分調査しましたので報告します。</p> <p>資料の110、111ページをご覧ください。この農地は2,341平方メートルの農地の一部で打田原バイパス道路に面した一角であり、農業用倉庫とバナナが植栽されており、事前着工もされていない状態であります。委員の皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>No.2は農用地区内の農地という事ですか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>はい、1月の定例会でありました様に農用地から農業施設用地への変更の申請があった場所です。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>No.3とNo.4は一般住宅建設が目的ですが、申請人の職業と年齢が分かれば教えて下さい。資金計画が融資になっていますが金額が大きいものですからこれについて確認が取れているのかお願いします。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>No.3の方は申請人の年齢が34歳、勤務先が浦上の西日本シロアリに勤務</p>

	<p>されております。</p>
6 番	<p>(前田委員)</p> <p>No. 4 の申請人は以前の工業高校の敷地にあるコンピュータ会社の方に勤めていらっしゃいます。年齢は54歳です。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>融資については確認しております。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>融資につきましては、No. 3、No. 4 とも融資証明願いという事で銀行から出ております。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>はい、分かりました。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>事前協議の中では融資証明も全部添付されて確認をしております。個人情報が含まれておりますので本総会の中では抜稿しておりますのでご了承下さい。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第47号農地法第4条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第47号農地法第4条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。</p>

暫時休憩いたします。
議事を再開いたします。

日程第 5

議案第 4 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(川内局長)
(議案の朗読及び農地区分の報告)

No. 2 0 につきましては、売買による所有権の移転で、資材置場を建設するための申請でございます。

申請地は笠利町里の集落内の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

No. 2 1 と No. 2 2 につきましては、売買による所有権の移転で、店舗兼住宅を建設するための申請でございます。No. 2 1 は持分 3 分の 2 で No. 2 2 の方が持分 3 分の 1 となっております。

申請地は名瀬有屋町の輪内公園近くの公道沿いで周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第 3 種農地と判断されます。

No. 2 3 につきましては、売買による所有権の移転で、資材置場を建設するための申請でございます。

申請地は住用町見里の内海公園バンガローの先の農地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

No. 2 4 につきましては、賃貸借権設定の案件で、資材置場を建設するための申請でございます。

申請地は No. 2 3 の隣接地で、農振農用地区域外の小集団で生産性の低い農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断されます。

以上 5 件でございます。

議 長

(前山会長)
それでは、本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。
順次、譲渡人、譲受人、土地の順にお願いいたします。

10番

(中棚委員)

議案第48号農地法第5条の規定による許可申請No.20の売買による所有権移転の譲受人、譲渡人、土地について調査報告いたします。

譲受人に7月19日午前8時30分に本人自宅にて面会し、申請内容を確認したところ、申請書のとおりでありますとの事でした。農業委員会の皆さんの審議をよろしく願いますとの事です。

譲渡人には7月19日本人自宅に何回か訪問しましたが会えず、7月20日午前11時20分に電話で確認しました。本人としてはもう農業もしていないという事で、申請書のとおりですのでよろしく願いますとの事です。

土地については、119ページから121ページにあります様に、徳洲会笠利病院と航空局宿舎の横にあり、現在耕作も何もされておらず雑草が生い茂っている状態です。

皆様のご審議よろしく願います。以上です。

2番

(西委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.21の受人について調査報告いたします。

7月20日(木)午後5時頃平松の自宅の方で聞き取り調査をしました。受人は最近まで兄が経営していますイオンの近くのパパイヤ整骨院で働いていたそうです。今は辞めて開業する準備をしているそうです。土地の取得は不動産を通してだそうです。この場所を選んだ理由としては整骨院を開業するのに近くに同業者が無く、場所的にも道路に面しており地域住民にとっても利用しやすい場所だと思い計画したという事です。地番、面積、対価とも申請書のとおり間違いのないという事です。

農地法第5条の規定による許可申請No.22の受人について調査報告いたします。

7月20日(木)午後5時頃平松の自宅の方で聞き取り調査をしました。受人はNo.21の受人の娘になります。受人も最近までパパイヤ整骨院に勤めていたそうです。整骨院を開業したら受人も一緒にするという事です。整骨院を開業する理由としてはNo.21と同じだそうです。融資資金は鹿児島銀行から融資してもらおうという事です。地番、面積、対価とも申請書のとおり間違いのないという事です。以上です。

16番

(平井委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.21、No.22の渡人について調査報告いたします。

7月24日午後6時鳩浜の方に譲渡人の事務所があるのですが、伺ったところ建設業を営んでおり現場と自宅が笠利の方にあるのでそこに出ているという事で、携帯電話を聞いて電話にてお話しを聞く事が出来ました。土地の所在及び権利の設定等に係る対価等記載内容に間違いはないとの事でした。

土地については135ページをご覧ください。輪内公園の近く浦上郵便局の向かいになります。電話にて話しを伺ったところ以前は観葉植物を栽培していたという事ですが、現在は確認したところ更地の状態でした。事前着工及び周辺の農地への影響もなく問題ないと思います。報告を終わります。

4番 (榮委員)

農地法第5条の規定による許可申請No.23、No.24について調査報告をいたします。

7月21日午後12時No.23の受人、No.24の賃貸人本人と直接お会いし、申請書に記載された内容に相違ないか確認を行いました。土地の所在、対価、転用のあり様等、またNo.24に関連した土地賃貸借契約書の契約内容等に間違いはないとの事でした。賃借人とは親子関係であるとの事でした。事前着工による事の顛末を伺い、農地法の法令遵守に努め留意するよう指導も行った次第です。以上です。

14番 (中村委員)

議案第48号農地法第5条の規定による許可申請No.23について調査報告をいたします。

7月20日(木)午後12時30分渡人宅で面談をし調査を行いました。受人と渡人の土地は隣接しており、受人から資材置場として利用したいとの話しがあり今回の申請に至ったとの事です。土地の地番、面積、対価等についても相違ない事を確認いたしました。

土地については、住用町見里の内海公園内のバンガローより100メートル先にあります。7月20日(木)農地パトロールの巡回において住用地区の農業委員・推進委員5名、住用支所事務局2名、名瀬支所事務局2名、前山会長の計9名で現場確認してもらいました。土地は既に整地されており、道路より5メートルから10メートル高くなっている状況です。事前着工に対し始末書も添付されております。皆様のご審議をよろしく願います。

議案第48号農地法第5条の規定による許可申請No.24の土地について調

査報告をいたします。

この土地はNo.23の申請地と隣接しており、去年5月に申請があった場所で、この時に説明した交流館建設時に出た土砂が山積みになっていた場所で、現状は5メートルから10メートルの高さで整地されております。No.23、No.24の面積が登記簿より広くなっているのは法面部分の面積が含まれているからだと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

(前山会長)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

No.21とNo.22は持分という事ですが、これは別々に申請していますが建物は一緒だという事ですか。

事務局

(池次長)

そうです。それぞれ登記の中で持分が3分の2と3分の1になっているので、それぞれに申請書を出したという事です。

15番

(吉委員)

127ページに転用計画変更申請書が添付されていますが申請書の所有者が渡人と違うのですがこれはどう考えれば良いのですかね。申請書の渡人が違ってこういう売買が出来ますか。この土地は26年の5月の定例総会で今回の渡人が5条申請で受人として買っているのです。資金が足りなくて今回ここに書いているのですが、この場所はもう2筆右側にありまして、その分は申請とおりに住宅を造ってやっていると思うのです。この土地はやっていない、それは資金が足りなくてと書いてあるのですが、その時にこの土地は買ってなくて登記はそのまま前の人のままという事ですか。

事務局

(池次長)

これはそのまま建てずに渡人のものになって仕舞って、始末書に書いてあるのですが渡人が立てる予定ではあったのだけれども結局建てなかったという事です。

15番

(吉委員)

	<p>その時は5条で土地を買い上げて住宅を造って売りますという申請でしたよね、一部はそうしてあるのだけれども一部はしていないという事は、今回の場所は登記を回さずにそのまま前の持ち主のままという事ですか。それをまた自分達で渡人に渡したという事ですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>結局以前の5条でしょうけれども何もしなかったという事ですよ。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>いや、しているのよ。前は3筆申請してこの土地の右側の部分は実際にもう建っているのです。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>この土地に関しては何もしなかったという事ですよ。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>土地は買い換えはしなかったという事ですか。5条申請で買ってやりますという事で申請はしていますよね、それを許可した訳ですよ。それなのにやっていないという事ですね。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>やっていないものですから農地転用事業計画変更申請書が出ているのです。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>現在登記は誰のものになっているのですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>登記は今回の渡人になっております。平成26年6月18日付で前の渡人からの売買で所有権移転しております。</p>
会長	<p>(前山会長)</p> <p>今回の渡人の前の所有者が事業計画変更申請書の所有者欄の方です。この方から今回の渡人が買って所有権を移転してやる予定が事業が出来なくなったので事業計画変更して届け出るという事です。</p>

事務局	(池次長) 一寸面倒ですが、移っています。売買で登記されています。
15番	(吉委員) 融資が出来ますとして買ったのですよね、資金繰りが苦しくて出来なかったという事ですが、融資の証明の意味が無かったという事ですよね。
事務局	(池次長) そこらの経緯は分かりませんが、今回につきましては額は大きいのですが、ちゃんと融資の証明も銀行から二人ともそれぞれ付いております。
議長	(前山会長) 協議会に移して協議したいと思います。 協議会に移します。 正会に返します。 外に質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第48号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第48号農地法第5条の規定による許可申請については、審議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。 日程第6 議案第49号非農地の認定について、を議題といたします。 事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局	<p>(川内局長)</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>No.7につきましては、平成6年頃から休耕放棄しており、農地として利用出来ないための申請でございます。申請地は笠利町宇宿の海岸近くの農地です。</p> <p>No.8につきましては、平成3年頃から休耕放棄しており、農地として利用出来ないための申請でございます。申請地は住用町見里のバンガロー入り口の国道沿いの農地です。</p> <p>現地については、担当調査委員の方から報告があると思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上2件でございます。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>それでは、本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。</p>
11番	<p>(肥後委員)</p> <p>議案第49号非農地の認定No.7の案件について申請人及び土地について調査いたしましたので報告いたします。</p> <p>まず申請人についてですが、7月20日7時30分申請人が出掛ける前にとおって、少々早い時間でしたが申請人宅へ伺い申請人と面談いたしました。申請理由については、175ページの現況のところ述べている様な趣旨で話しをされました。平成6年頃までは母が細々農業をしていたが、高齢になり手間が出来ず放置していました。近年周囲は集落外からの移住や別荘が増えたため、放置しておく事も出来ずモクマオウ等の樹木が繁茂する状況なので草木を2年程前一旦整理しました。しかしその後も耕作予定もなく放置したため、現在は雑草等の草類が繁っており、現状や周囲環境を考えると農地に復旧する事は困難です。所在する場所は海岸近くで年間を通して潮風が吹く土地であり、農業には不適なので今後も耕作の予定はありません。これに加えましてご夫婦は笠利町内の新聞配達、集金の仕事もされており、お金をかけて農地に再生するのは経済的にも難しいと話しをされていました。申請書に間違いないのでよろしくお願いいたしますとの事でした。</p> <p>土地については、7月21日9時30分申請地で申請人夫婦立会の下、朝分室長、私肥後で調査いたしました。176、177、178ページに地図と航空写真があります。通称大瀬海岸に近い場所で周辺は住宅、別荘に囲ま</p>

れた一角で、179ページの写真の様にススキ、草が茂っておりました。周囲が住宅に囲まれている事、農地に再生するにはトラックや大型農機の出入りが不便な場所である事等を考えると、非農地に認定するのもやむを得ないだろうと感じました。よろしくご審議をお願いします。以上です。

3番 (山下委員)

議案第49号非農地の認定No.8について申請人の調査報告をいたします。
7月22日(土)午後2時に申請人にお会いしてお話しを聞く事が出来ました。申請地は県道沿いにあるため、東京の会社が出資して古仁屋の方が観光案内所として利用したいとお話があり、司法書士さんが仲介に入り話しを進めていたようです。しかし境界に木が生えていて隣の畑の方と境界線の事で同意が得られないため、今回一度非農地にして観光案内所の話しを進めるとの事でした。住所、氏名、土地の地番等申請書の記載内容に間違いのない事です。委員の皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。報告は以上です。

14番 (中村委員)

議案第49号非農地の認定No.8の土地について調査報告いたします。
申請地は住用町見里集落の国道58号線沿いにあり、7月20日(木)の午前の農地パトロールの巡回時に住用地区委員5名、事務局住用、名瀬4名、前山会長に確認してもらいました。185、186ページの写真を見ても分かります様に雑木等が多く見られ周辺には住宅も建てられており、耕作を行うのは厳しい状況と判断されます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議長 (前山会長)

それでは、これから本案対する質疑に入ります。

15番 (吉委員)

一寸お聞きしたいのですが、No.7、No.8は農振地域ではないか確認はしてありますか。

議長 (前山会長)

はい、二つとも農振地域外という事でした。

15番

(吉委員)

住用の案件ですが、集落内で県道沿いですよ、現在何も建っていない農地を非農地として良いのかどうか。何か建ててあるなら仕方ないので非農地、それか山の上でとても使えないと言うのであれば分かりますが、このような場所で非農地が果たして認められるのかなど、5条申請なり4条なりが妥当ではないのか、こういうものまで非農地として認めたら、皆非農地、非農地を出して良いのかなと思っているのです。非農地に対する考えはどうかね。20年以上使っていないとありますが自分で使えなかったら人に貸すとかいう手もあると思うのですが、それもせずに放っておいた訳ですよ、そういった場合、こういう街中であり集落の近くである所で、山の上であれば行けないし木が生えていけば仕方ないとなりますが、こういう所まで非農地にして良いのか、知らずに家を建てましたのもう非農地にして下さいと言うのであれば分かると思うのです。農業委員としてそこら辺の判断の線引きはした方が良いのではないかなと思うのです。何年も使わないから20年も使わないから非農地にして下さいという事で非農地にするのか。

議長

(前山会長)

そういった事を無くす様に活動するのが農業委員の仕事であり推進委員の本来の仕事なのですが、そこら辺りで本人がやっていなければ貸して下さいとか流動化を図るとか、そういう風に進めていくのが農業委員、推進委員の本来の姿なのです。

15番

(吉委員)

先程の説明の中で境界がはっきりしないというのがありましたよね、そういう場合は良いのですか。

議長

(前山会長)

私もその点は一瞬気になるところなのです。恐らくそこら辺りがあって非農地を出したのか、若し先程の調査委員の報告のとおり計画があるのであれば、本来の5条申請を出して貰えば農業委員会としても認めやすいのですが。以前の名瀬地区の中ではこういう平地の中での非農地は絶対認められなかったです。勿論山の中で車も行けない様な所であれば非農地とせざるを得ないですが、この様な平地で道路縁で何時でも行けるのであれば非農地というのは中々認められなかったです。ただもうどうしようもなく、使う人もいないというのであれば何故仕方ないのではないかと、168ページの写真を

	<p>見れば大木が生えているのです。こういったものが沢山生えているようでしたら非農地となるのでしょうか、そうでない部分もあつたりもするものですか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p>
	<p>こういうのも認めるという事になれば今後どんどん出て来るのではと思うのですが、目的が非農地というのは奄美市として農地の遊休地を無くすために非農地とするのですか。</p>
議長	<p>(前山会長)</p>
	<p>大きくは言えませんが、中身はそういうニュアンスも含まれます。</p>
事務局	<p>(池次長)</p>
	<p>基本はこういう土地であれば色々な耕作放棄地事業とかの観点から見て、ちゃんと畑であれば草刈りをして借りる人がいたら貸して下さいよというのが事業だと思うのです。申請人は担当調査委員が言った様に名瀬にいて紬をしていると思うのです。紬をされていてアパートとか不動産もやっているのですが、多分この人はこちらには来ないものだから、先程会長が言われた様に多分農業もしないでもうこのまま非農地にして、そういう流れでつかみたいのかなとは思っているのですが、奄美市としては吉委員が言われる様に非農地としてカウントしないで、こういう街中しかも県道沿いの分かり易い所に非農地というのは如何なものかという事ですよね。まあ、そう言われてみれば何とも言えないのですが。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p>
	<p>ただ、現地を見るとやはり雑木が生えていて、一寸農地として使うのには無理があるのではという判断ではあります。</p>
事務局	<p>(池次長)</p>
	<p>言っているのは山の上の昔段々畑だったのにもう農地ではなく非農地だろうという事で非農地申請をして非農地に認定するのは分かるが、こういう県道沿いであつて何でそのまま放っておいたのという経緯がね。</p>
15番	<p>(吉委員)</p>
	<p>今までは皆山の上か、下であれば知らずに家を建てました、そういう事で</p>

事務局	<p>すよね、ここは建っていませんよね。</p> <p>(池次長)</p> <p>平地であって県道沿いましてや家がぼつんぽつんとあると、現況を見たら原野と書いてあり原野となればニュアンスがまた違うのですが。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>最近の非農地の申請もそうなのですが、中には農地法の縛りを外す意味での非農地申請も段々今から出て来ると思うのです。基本的に耕作放棄地の面積を減らしたいという意図も分かりますし、実際その中に紛れてこういう土地売買の状況も確実に出て来ますから、やはり判断は難しいものがあると思います。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>奄美市農業委員としてどこで切るのかをはっきりしておかないと、今後出て来た場合の判断に窮すると思われるのです。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>我々がやって来たのは平地のこういった場所での非農地というのは認めないというのが原則だったのです。山や傾斜地というのであれば仕方ありませんが、こういった平地で道路がありすぐ行ける場合は非農地とするのは、今迄名瀬の農業委員会では認めた事はありません。そういった事を認めるとどこでも全て非農地で認めざるを得なくなるという事になりますので、線を引いたりもするのですが中々難しいものがあるのです。この様に20数年も使っていないとなると難しいですかね。基準的なものを皆さんの統一するための認識は必要だと思うのです。そういった意味で以前は平地での非農地というのは認めないというのが原則だったのです。非農地にする予定があるのであれば4条申請、5条申請を出して下さいという指導をしていたという事です。</p>
1 2 番	<p>(濱手委員)</p> <p>これだけ問題があるとすれば、これは見送って何名か行って現場を見るなりして、その後どうするかというのを決めた方が良いと思います。</p>
事務局	<p>(池次長)</p>

	<p>土地を見た中村委員、申請人の方の山下委員、この土地は非農地にしてそのまま放っておくのですかね。</p>
<p>3 番</p>	<p>(山下委員)</p> <p>東京の会社が出資をして古仁屋の方がそこに店舗を建てて観光案内所として利用したいという事で、司法書士さんが申請人に話しを持って来た様で、これは普通は5条でする様な話しだと思っておりますがと話しをしたら、司法書士さんが境界線の事でもめているので一度非農地にしてでないと話しが進まないという事だったので申請したという事です。</p>
<p>事務局</p>	<p>(原住用分室主幹)</p> <p>この見里の土地ですが、現状では山林化しているのですが、元々ある土地に国道が通った時に三太郎トンネルの土砂を入れてあるのです。そこに立木が立っている状態なものですから、ただ非農地と認めるか認めないかは委員さんの判断に委ねますが、地主の方から完全に農地として使うためには莫大な金を使って土砂を取らなければならないと、色んな問題が発生するのですがそれを含めた上で検討をして欲しいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>本来ならば5条申請で上げてもらうのが筋ではあるのですが、国道を通すために余計な土も入ってしまったというのは、その当時の農業委員さん、農政係を含めて指導が悪かったという事になりますかね。今回非農地は見送って許可無しという事で、その話しが煮詰まった時に5条申請で上げて下さいという方向でもって行くのか、そういう予定があるのであれば5条申請が良いと思います。境界がはっきりしないから非農地に認めても境界の問題は解決しないと思います。</p>
<p>1 5 番</p>	<p>(吉委員)</p> <p>現地を見られた方の意見も聞きたいのですね。</p>
<p>議 長</p>	<p>(前山会長)</p> <p>私も現地を見ましたが、現地を見る限りでは非農地にしても差し支えないのかなという部分もありました。</p>
<p>事務局</p>	<p>(池次長)</p>

	<p>個人個人でしょうね。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>そういう計画・予定があるのであれば5条申請で出した方が良いと私は思います。</p>
4 番	<p>(榮委員)</p> <p>境界が曖昧なままにこの面積はどんな根拠で出しているのですか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>これは登記簿の面積です。</p>
事務局	<p>(茂木住用分室長)</p> <p>結局国道が通った時の丈量図が183ページにありますが、この図の下の細かい部分が国道で分筆されていてその時の丈量図になります。これは推定ですけれども、土地の境界がはっきりしないというのはその上の三角になった場所だと思われます。</p>
1 1 番	<p>(肥後委員)</p> <p>今沢山意見が出たとおりだと私も思うのですが、目的もあるようですので5条申請をして下さる様にもっていったらどうでしょうか。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>いかがですか、よろしいですか。決を採りましょうかね。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>では、No.7とNo.8は別々に決を採りたいと思います。No.7の笠利地区の農地については、非農地として認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、No.7の方は非農地と認めることに決しました。</p> <p>No.8の住用の農地につきましては、いかがいたしますか。計画があるので</p>

あれば5条申請を出してもらおう様にして、今回の非農地は認めないという事
でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、No.8は不許可とし、5条申請を出すよう指導する事に決ま
した。

日程第7

議案第50号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決
定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定
については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の
決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第8

議案第51号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定につい

事務局	<p>て、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(川内局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p>
会 長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
1 5 番	<p>(吉委員)</p> <p>この契約期間の15年というのは永くないですか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>補足説明いたします。15年が3筆ありますが、これは猪の防護柵事業で猪の防護柵を導入するにあたって、会計検査の中で期間を永くしたいという事で15年間の契約となりました。</p>
議 長	<p>(前山会長)</p> <p>猪の防護柵の場合は、防護柵の耐用年数が15年という事で15年間借りないと防護柵を入れられない可能性が出て来るとい、そういう問題が出て来るとい事です。</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第51号名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

よって、議案第51号名瀬地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第9

議案第52号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(朝笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第52号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の合意解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第10

議案第53号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(朝笠利分室長)

(事務局の朗読及び説明)

内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

満たしていることを報告いたします。

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第53号笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号笠利地域農用地利用集積(利用権設定)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第11

議案第54号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)利用権取り消しの決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(川内局長)

(事務局の朗読及び説明)

議長

(前山会長)

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第54号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)利用権取り消しの決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

事務局	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第54号名瀬地域農用地利用集積(農地中間管理事業活用)利用権取り消しの決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第12</p> <p>議案第55号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>(朝笠利分室長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
15番	<p>(吉委員)</p> <p>今7月ですが、何故10月1日からになるのですか。</p>
事務局	<p>(川内局長)</p> <p>告示をしてそれが認められて設定する事になりますのでこうなります。</p>
16番	<p>(平井委員)</p> <p>中間管理事業に出して解約があったりするのですが、これは借りる方は決まっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>農地中間管理事業に関しては我々も誰が借りるのか一寸不安なのです。農政サイドから何ヶ月か遅れて借りる人の名前が来て、その後賃借料の金額とか使用貸借であるとかが来るので、我々もはっきり言って自信が無いのです。誰が幾らで借りるのかは分かりません。そこら辺は直に農政サイドに聞いた方が良いでしょう。</p>

15番	<p>(吉委員)</p> <p>中間管理機構というのは、借りる人がいなければ返す訳ですから、蓄えている農地というのはないという事ですね。今から借りたくて中間管理機構に申し込んでも土地はない訳ですね。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>中間管理機構自体が農地を預かっていて借りたい人がいたら貸すというのではなく、借りる人が決まっている農地を預かってそれをそのまま出すという事です。ですので預かって3ヶ月しても借り手がいない場合には返しますというのが中間管理事業になります。</p>
事務局	<p>(池次長)</p> <p>農地バンクではありません。</p>
議長	<p>(前山会長)</p> <p>外に質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第55号笠利地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第55号笠利地域農用地利用集積(農地中間管理事業活用)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。 これから協議会へ移します。</p> <p>・農業委員大会について</p> <p>(前山会長)</p>

正会に戻します。
以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れ様でした。

平成29年 7月25日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 川内 進

